# 議案第50号 資料

1	指定申請書		1
2	川崎市重要歴史記念物の指定について(諮問)	• • •	3
3	川崎市重要歴史記念物の指定について (答申)		4

## 指 定 申 請 書

令和4年1月17日

(宛先) 川崎市教育委員会

申請人

住 所 川崎市麻生区岡上2-12-1

氏 名 宗教法人 東 光 院

代表役員 福井 一光

連絡先 044-988-0139

川崎市文化財保護条例第2条の規定により、市重要歴史記念物の指定について次のとおり申請します。

名 称	文永四年銘阿弥陀如来種子板碑
概要	本板碑は、高さ 165.4 cm・幅 40.2 cm・厚さ 4.0 cmで、上端部の頭部山形から基部(根部)まで、ほぼ完形を留めている。板状に加工した緑泥片岩を素材として、頭部を山形に整形し、二条線を刻んだ下に、梵字で表した阿弥陀如来の種子と蓮華座を彫り込み、さらにその下に「文永四年丁卯三月十五日」(1267年)の紀年銘が刻まれている。昭和 15年(1940年)に岡上字開戸で行われていた堰の改修工事中に発見されたもので、現在は東光院本堂内に安置されている。
指定を申請する理由	本板碑は、表裏両面の板状の加工や二条線、種子、蓮華座の彫りは非常に丁寧で、市域から出土した板碑としては最大で最古の板碑である。 鶴見川中流域の横浜市青葉区鴨志田や上流域の町田市本町田等では 13 世紀中・後期の板碑が集中して発見されており、領主としての鴨志田氏や 小山田氏との関係が指摘されているが、鶴見川上流域に位置する本板碑も 中世岡上を支配していた領主層による造立であると考えられる。 以上のように、本板碑は中世岡上の歴史や鶴見川流域の水運、領主層に よる支配関係等を解明する上で重要な板碑である。
その他参考	
となる事項	CATATO
※記事	教育委員会受付 04.月.17日



3川教文第1019号 令和4年2月24日

川崎市文化財審議会 会長 相澤 正彦 様

川崎市教育委員会 教育長 小田嶋 満

### 川崎市重要歴史記念物の指定について(諮問)

このことについて、別添のとおり宗教法人東光院代表役員福井一光から指定申請書が提出されましたので、川崎市文化財保護条例第3条第2項の規定により、次の文化財の指定について、川崎市文化財審議会に諮問いたします。

#### 川崎市重要歴史記念物 指定候補

名称	員数	年 代	所有者	所 在 地
文永四年銘阿弥陀如来種子板碑	1基	文永 4 (1267)年	74.6.1.0	麻生区岡上 2-12-1
			代表役員 福井一光	

#### [添付書類]

指定申請書(写)

文永四年銘阿弥陀如来種子板碑 指定調書

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満 様

川崎市文化財審議会会長入野工

## 川崎市重要歴史記念物の指定について(答申)

令和4年2月24日付3川教文第1019号により諮問のありました標記の件について、 令和4年3月8日開催の川崎市文化財審議会において慎重に審議いたしました結果、次の 文化財は川崎市重要歴史記念物にふさわしいとの意見の一致をみましたので、指定するよ う答申いたします。

名称	員数	年 代	所 有 者	所 在 地
文永四年銘阿弥陀如来種子板碑	1基	文永 4 (1267)年	宗教法人 東 光 院 代表役員 福井一光	麻生区岡上 2-12-1